

平成30年度 予算編成方針

平成29年10月

瑞浪市

平成30年度予算編成について

1 国の経済・財政状況

我が国の経済は、内閣府が発表した9月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

他方、我が国の財政状況は、国・地方の長期債務残高が平成29年度末見込みで1,093兆円、対GDP比で198%に達し、毎年度の歳出のうち3分の1以上を借金に依存している。このことは、現世代にのみ便益が及ぶ支出の多くを、現世代が負担することができていない状態が継続しており、将来世代に対して、国際的にも歴史的にも例がないほど膨大なつけを残してしまっている。

このため政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本として、引き続き600兆円経済の実現と、2020年度（平成32年度）までにプライマリーバランスを黒字化する財政健全化目標の双方の実現を目指すとしてきたが、9月25日の安倍内閣総理大臣記者会見において、2020年度までのプライマリーバランス黒字化目標の達成は困難となる見解を示した。しかし、プライマリーバランスの黒字化を目指すという目標自体は引き続き堅持するとし、歳出・歳入両面からの改革を続け、今後達成に向けた具体的な計画を策定するとしている。また幼児教育・保育の早期無償化や、待機児童の解消へ向けては、財政の効率化や税と新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、高等教育を含めた社会全体の人材投資を、抜本的に強化するための改革の在り方について、早急に検討を進めるとしている。

2 地方の財政状況

地方財政は、地方税収等の落込みや減税等により、平成6年度以降急激に財源不足が拡大し、平成22年度には景気後退に伴う地方税や、地方交付税の原資となる国税5税の落ち込みにより、過去最大の18.2兆円に達した。平成28年度は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加したことなどに伴い、通常収支にかかる財源不足は5.6兆円となったものの、今後の状況は不透明であり、扶助費や公債費などの義務的経費の増加は避けられないため、依然厳しい状況が予想される。

総務省から示された平成30年度地方財政収支の仮試算によると、地方の一般財源総額については、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとし、地方財政の規模は前年度比0.7%増、6千億円増の87兆2千億円となっている。歳出では給与関係経費が前年度比0.7%増、一般行政経費が1.8%増（社会保障費の増）などとなっており、歳入では地方税が前年度比0.7%増、地方交付税が2.5%減、

地方交付税の振替分である臨時財政対策債が12.9%増などとなっている。これは、国の平成30年度予算概算要求等に基づく数値であり、今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、予算編成の動向等により大きく変わることも予想される。

また岐阜県においては、バブル経済崩壊後の平成4年以降、国の財政出動の拡大に呼応して、公共投資を増やした結果、平成10年度に財政規模がピークに達した。その後、国の三位一体改革や景気の低迷などにより、財政状況が悪化したことを受け、財政規模は縮小傾向にあったが、近年では横ばいの傾向にある。

このような状況の中で、平成25年度当初予算において、構造的な財源不足の解消を目指すため、あらゆる角度から財政構造を見直す岐阜県行財政改革指針や、平成22年度から平成24年度までの3年間において、構造的な財源不足を解消するための具体的な取組みを定めた行財政改革アクションプランなどを着実に推進した結果、持続的な財政運営に道筋がつつつつあるが、景気や地方財政制度の動向等の不確定要素がある中で、社会保障関係経費の自然増や、社会資本の老朽化対策などにも対応していかなければならない。このため、これまでの行財政改革の取組みを継続し、節度ある財政運営の継続、歳入確保対策、組織マネジメントの強化、県財政のみえる化などに努めていくとしていることから、引き続き市町村の予算編成にも大きな影響があることが予想される。

3 瑞浪市の財政状況と課題

財政健全化判断比率では、平成28年度決算においても4指標ともに健全の範囲であった。実質公債費比率は4.2%（前年度比0.1%）、将来負担比率は算定されず、早期健全化基準を大幅に下回った。また、市債残高は、平成28年度末普通会計で130億円（前年度比△1.5%）、特別会計等を合わせた市全体では、236億円（前年度比△3.0%）と前年度より縮減が進んでいる。

歳入面では、平成28年度決算における市税収入は48億5千万円で、平成27年度比較では6千3百万円、1.3%の増であった。これに地方交付税及びその振替分である臨時財政対策債、地方譲与税等を含めた主な一般財源の総額は100億9千万円、前年度比2億円の減となった。平成29年度の当初予算においては、財政調整基金繰入金の増などにより一般財源は、102億円を計上した。平成30年度においては、国の経済対策などで緩やかな回復基調はあるものの、市税収入の大幅な回復は見込めないことや、地方交付税の減額などを勘案し、一般財源は100億円程度と見込まれる。

歳出面では平成28年度決算において、普通建設事業費や災害復旧事業費など投資的経費が増加したが、一方で人件費や公債費などの経常的経費は減少した。その結果、財政の柔軟性を示す指標である経常収支比率は87.6%と、前年度（88.0%）と同程度となったが、依然として高い数値を示している。今後においても、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費や、公共施設等の老朽化に伴う維持補修費は高い水準が見込まれ、この傾向は続くことが予想される。

このような財政基盤の硬直化を改善するため、債権管理体制を強化し歳入の確保に努め、市民や地域の行政需要に適切に対応する中で、より一層の事務経費の見直しを図り、経常的経費の抑制に努めなければならない。また、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画及び、今年度中に作成予定の個別施設計画に基づき、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化する必要がある。

さらに平成30年度は、瑞浪北中学校等の大型建設工事が大詰めを迎え、それに関連した普通建設事業費が昨年度同様大幅に増加する。本市の財政は、当面は非常に厳しい状況が続くことが予測されるため、「費用対効果」を念頭に事業を厳選し、持続可能な財政運営を行わなければならない。

そして、国の経済財政運営の考え方や「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017」、消費税の使途にも注目が集まる「社会保障・税一体改革」など、行財政運営にも大きな影響を与える取り組みを注視し、適切に対応していく必要がある。

4 平成30年度予算編成における基本方針

平成30年度は、第6次瑞浪市総合計画（以下「6次総」という）に基づき、「瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という）や「第5次瑞浪市行政改革大綱」（以下「行革大綱」という）を踏まえ、各施策の実現を目指し、行政サービスの受益と負担のバランスの取れたメリハリのある予算編成を基本とする。

1. 国の重点政策である地方創生について、既存事業の実効性を高めるとともに、積極的な政策提案を行い、未来につながる事業展開を図ること。
2. 社会保障と税の一体改革などで、財政構造が大きく変革するため、すべての事務事業の必要性、効率性、財源及びその効果について実効性の高いPDCAサイクルを確立し、求められている行政課題に適切に対応すること。
3. 経常的経費については、より一層の削減に取り組むものとする。各事務事業のコストの把握と事業効果の検証を行い、事業手法の見直しにより事業費の削減を図り、目的の達成された事業あるいは効果の低い事業、執行率の低い事業については廃止するものとする。新規事業については、事業の目的と効果を明確にするとともに、スクラップアンドビルドにより既存の事業の効果を検証し、類似事業との統廃合や効果の低い事業の廃止などを実施し、その一般財源の範囲内で要求するものとする。
4. 投資的経費は、6次総実施計画に位置付けられた事業を優先的に予算化する。重点事業については、総合戦略の実現に向け、市長マニフェストに掲げる「まちの活性化」、「地域の絆強化」、「人口問題」に資する施策事業を基本とする。
5. 各事業の特定財源の把握に当たっては、安易に前年度の例に従うことなく、国・県の補助制度等の動向に十分注意を払い、新たな財源の確保に努めること。また、受益者負担のあり方も、その必要性や市場性など十分に配慮を行うこと。しかしながら、

一般財源の状況によっては、計画どおり予算配分ができない場合もあり得ることに留意すること。

6. 国の補正予算等の状況を注視し、前倒し実施が可能な事業については、平成29年度補正予算で要求するなど国・県等の情報収集に積極的に努め、事業・時期に遺漏のないようにすること。
7. 当面続く非常に大型の普通建設事業費の増加に対しては、過度な将来負担の増にならないよう配慮しながら、基金や市債の適切な活用を行う。
8. 公共施設の管理運営は、瑞浪市公共施設等総合管理計画に沿って、長期的な視点を持ち、更新・統廃合・長寿命化を推進していく中で、財政負担の軽減と平準化を図ること。

(1) 総括的事項

- ① 歳入歳出全般にわたり見直しを行い、法令等に基づいた合理的な積算による予算とすること。また、債権管理体制を強化し歳入の確保に努めるとともに、時代に適した住民の負託に応えられる施策・事業の展開を計ること。
- ② 6次総実施計画計上事業については、計画額の範囲内で調整するとともに、積算の根拠となる書類を添付すること。(事業内容、積算額等が不明確なものは、予算は認められない。) また、計画額を超える要求については認めない。しかしながら、実施計画決定後の諸般の情勢の変化による、やむを得ない事業費の増額変更については、その理由を明確にし、市長決裁(企画政策課合議)を事前に受けてから予算要求すること。また、実施計画に計上された特定財源が確保できない事業については、実施計画の計上がなかったものとして取り扱うので注意すること。
- ③ 経常的経費は、人件費・扶助費を除き前年度当初予算以下とすること。(扶助費等の社会保障関係経費については、国等の試算を参考に適切に計上すること。) 行革大綱に基づき経費の抑制に努めること。定員管理等については、定員適正化計画に基づき適切に対応すること。事務事業の簡素・合理化を進め、既定の組織及び人員の振替・融通等により対処すること。
- ④ 既定の事務事業については、原則10万円未満の事業については、廃止または統合すること。事業の必要性・効果・受益対象者・負担率等について精査し、必要性や費用対効果、執行率の低い事業については廃止すること。また、事業手法の見直し等により事業効果の向上に努めること。
- ⑤ 国・県の補助事業については、事業の緊急性・必要性を勘案し、真に効果の上がるもののみを受け入れること。また、関係機関と連携を深め、最新の情報を把握し、補助対象事業費・補助金額の的確な積算を行うこと。
- ⑥ 新規事業については、既存事業の廃止・縮小などによる一般財源の確保を前提に、必要性、効率性、効果等を十分検討のうえ、予算要求すること。

- ⑦ 各種制度改正に伴う予算要求は、情報収集に努め、その内容を十分に理解したうえで、適切な予算要求をすること。事業内容の曖昧なものや、補正を前提とした予算見積もりは行なわないこと。 事業予算科目・積算金額は正確に計上すること。
- ⑧ 市民参加型の行政を進めるため、行政施策の立案・実施に係るさまざまな場面で、市民参加の機会を確保すること。また、男女共同参画社会形成を推進する立場から各種の委員会だけでなく、実際の事務事業の実施過程においても、職員を含め女性の参加について積極的に推進すること。
- ⑨ 予算見積書の作成に当たっては、事業概要・効果・積算根拠等内容を精査し、簡潔で分かりやすい表現を用い、広く市民に説明できるように留意すること。 予算見積書は情報公開の対象である。
- ⑩ 予算見積書は担当職員のみで作成することなく、課・係等の責任者が内容を十分に把握し、必要に応じ関係部課等との調整をしたうえで提出すること。
- ⑪ 予算執行率の低い事業または予算の流充用を行った事業については、事業の見直しを行うこと。その際、平成28年度決算において、予算執行率が70%未満の事業を計上する場合は、事業概要にその理由及び必要性を記載すること。
- ⑫ 債務負担行為などの消費税率について、平成31年度以降は10%で積算すること。

(2) 歳入に関する事項

① 市税

今後の経済情勢・税制改正等の動きに十分留意しつつ、過去の実績等を踏まえ、課税客体・課税標準額を的確に把握し積算すること。滞納整理の着実な実施等、徴収率の向上に努め、滞納繰越を発生させないために、現年分の徴収強化に努めること。また、債権管理の適正化を図り、税負担の公平性の確保に努めるとともに、効率的な課税・収納体制の整備と正確な事務の執行に努めること。

② 地方譲与税・ゴルフ場利用税・地方交付税等

国の予算や地方財政計画及び税制改正の大綱、また過去の実績等を勘案し、適正な収入見込額を計上すること。

③ 分担金及び負担金

事業の性格、受益の程度、他事業との均衡に配慮するとともに、他市の状況を勘案し必要な見直しを行い、負担の適正化に努めること。

④ 使用料及び手数料

物価の推移、当該事務処理に係るコストの状況に照らして、実態に即していないものについては、負担の公平性確保の面から検討し適正化を図ること。なお、施設使用料及び入場料については、平成31年10月に予定されている消費税率10%にあわせた、見直しを検討する。

⑤ 国庫支出金・県支出金

国・県の予算編成に注視し、補助対象事業の内容・補助基本額・補助率等を的確に把握し、適正な収入見込額を計上すること。

⑥ 財産収入

財産の現況を正確に把握し財産売却収入については時価に即した適正な価格を、財産貸付収入については昨今の経済情勢を考慮のうえ、適正な額を算定すること。

⑦ 寄附金

用途を限定した指定寄附金については、歳出予算の当該指定行政目的事業費の特定財源となるため、適切に対応すること。

⑧ 市債

事業の必要性・事業効果・交付税措置について配慮し、適債事業を選定するとともに、建設事業に係る新規発行額は過大とならないよう予算計上額の抑制に努めてきたが、瑞浪北中学校施設整備にかかる多額の事業費については、市債にて対応する。地方交付税の振替分である臨時財政対策債も含め、市債発行総額には十分注意すること。また、将来的な公債費負担を勘案し、資金調達方法を十分検討のうえ、より低コストでの資金調達や償還額の平準化等を図ること。

⑨ その他の歳入

国・県以外の公的団体や民間団体による助成制度にも理解を深め、また、過去の実績等も勘案して、金額の多少にかかわらず漏れなく収入見込額を計上すること。

(3) 歳出に関する事項

① 人件費

定員適正化計画により適正な定員管理を確実に推進することとし、新たな行政需要、施設の新増設等についても、原則として職員配置転換等により対処すること。また、職員研修、人事評価制度の活用など人材育成の取り組みを積極的に推進すること。さらに、組織の見直しや ICT を活用した事務処理の簡素化・効率化を図るとともに、施設の管理運営をはじめ各種の事務事業についても、経費の節減効果を十分検討のうえ、指定管理者制度やアウトソーシングの導入・拡大を図り、行政体制の再構築を進めること。

嘱託職員については、事前に秘書課と協議のうえ、予算要求すること。また、附属機関の委員等報酬については、「瑞浪市附属機関等に関する基本方針」（平成29年3月21日改訂）に基づき、附属機関として仕分けされた委員等のみ計上すること。よって、この基本方針において懇談会等に仕分けされた場合は、後述する補助費等の報償費に計上すること。

② 物件費

経常的な事務・管理経費については、前年度当初予算以下とすること。特に事務消耗品等は徹底した削減を図ること。また、電気代、燃料費等の削減は大きな課題であり、

一部 ESP 契約はするものの、省エネルギー対策の面からもその使用量の削減が急務である。各課等においては、これら事務消耗品費、燃料費等の削減方策を個別具体的に検討し、予算見積書の「予算見積概要の事務事業等見直し及び改善事項」欄に必ず記入すること。（記載欄が不足する場合は別紙に記載し添付すること。）

賃金については、既存の事務事業の効率化や職員の事務配分の見直しなど、業務遂行体制の改善による対応を第一に検討し、やむを得ない場合にのみ検討すること。このため、経常的な賃金の要求は認められない。賃金の予算計上に当たっては、事前に秘書課と協議のうえ要求すること。

物品のリースについては、コピーパフォーマンス契約以外は経常的経費抑制のため買取についても検討すること。（現在のリース物件で状態がよいものは、再リース等も検討すること。）

委託料については、費用対効果を十分に検討し、人件費等の経費削減効果の高いものは積極的に導入を図ること。この場合、経費削減の効果額を記載するとともに、その積算においては人件費の積算や労務管理等、法令等遵守の徹底を図り積算根拠を明示すること。特に、指定管理者制度を導入している施設については、委託料の積算を行う際、新電力事業者の見積もりを参考に、現在の電気料との比較検討を行うこと。また、施設修繕に係る経費負担を明確にしておくとともに、施設管理が安全かつ適切に行われるように指導を徹底すること。

バス借上料については、平成27年度に市有バスが廃止されたことから、市の事業として行うもののみ計上すること。

電算処理システムの改良・新規導入については、事前に企画政策課情報ネットワーク係と協議のうえ予算要求すること。

(ア) 旅 費 県内の宿泊、長距離の複数人の出張は認めない。出張の場所・目的を明確にし、正確な積算を行うこと。各種の審議会委員等の視察研修については、任期中1回とし削減に努めること。

(イ) 食糧費 官公庁間（検査など。）及び、職員（特別職を除く。）に対する食糧費（ペットボトル等飲料含む。）は認められない。食糧費の必要となる会議の出席人数は最小限に抑えること。昼食をはさむ会議・研修等は計画しないこと。また、夜の会食は厳に慎むこと。会議時の飲み物はペットボトル等を限度とする。

③ 補助費等

負担金・補助及び交付金については、その財源の殆どが一般財源であることに留意し、行革大綱の行動計画及び補助金等の交付基準、負担金及び交付金の基本方針に従い、必ず規則・要綱等を整備し終期を設定すること。また、その目的・事業効果を検証し、適切に対応すること。

運営補助金は、法令等（条例、規則を含む）で別に定めのあるものを除き、予算は認

められない。(現在、法令等の定めのないもので必要な場合は、補助対象ごとに条例または規則を定めること。)事業補助金は要綱等に従い、終期及び評価の結果等を記載すること。交付金については「市の実施すべき事業」の規定に合致するもののうち、費用対効果等を十分に検証し、当該交付金の規則等に基づき評価の結果等を記載のうえ予算要求すること。

事業負担金については、事業内容と負担割合を精査し適正に計上すること。運営負担金については、内容を精査し適正に計上すること。

次に掲げるものは廃止すること。

1. 奨励的な補助金で5年を経過し、当初の補助目的を達成したもの。
2. 補助・交付金で効果に疑問のあるもの及び公的関与の範囲を超えていると認められるもの。
3. 補助・交付金で受益者が少数で固定されているもの(扶助的なものを除く。)や、趣味・同好会的な団体に対するもの。
4. 負担金でその会費等の一部であっても、その用途が公費で賄われることに疑問があるもの。(個人の資格に係る加入団体への負担金など。)
5. 他団体の同一部署間との勉強会的団体に対する負担金で、明らかに研修に係る費用を超える会費を徴収するもの。

報償費について、人件費で前述した懇談会等に仕分けされた委員等については、懇談会等出席者謝礼金支払い基準により、適切に計上すること。また講演会、研修等において、講演や講義を行う講師等に対する講演謝礼金については、講師等報償費支払い基準により適切に計上すること。

④ 扶助費

扶助費については、過去の支給状況等を参考に、制度に従い適切に積算し計上すること。特定財源についても、その確保に努め適切に計上すること。

⑤ 維持補修費

維持補修費については、法令や公共施設等総合管理計画等に従い、計画的に執行すること。施設の維持補修費は都市計画課施設係の査定を参考に予算化する。協議のない案件については、予算要求がなかったものとする。市民の安全・安心のため、施設等の管理には十分注意を払い、法令等に従い適切に対応すること。毎年発生する補修等の経費は、過年度の状況等から適切な金額を計上すること。耐用年数を大幅に超えるような建物附属設備(電気施設、給排水施設、冷暖房設備等)にかかる維持補修費は、各施設の管理者が常に状況を確認し、適切な時期に予算計上すること。

⑥ 投資的経費

国・県の補助事業については、投資効果や超過負担あるいは事務負担等を勘案のうえ計画的に事務を進め、事業実施にあたること。市単独事業については、特に必要性、緊急性の高い事業を重点的に選定し、実施する予定である。なお、大規模建設事業の予算

要求に当たっては、実施設計等に基づき要求すること。(実施設計等のないものは、予算は認められない。) 6次総実施計画に計上された事業については、優先的に予算を配分する予定であるが、事業内容及び事業費を再度精査し、実施計画額の範囲内で予算要求すること。

施設の建設、改修等に係る事業で、設計・監理等を都市計画課施設係に委託を要する案件は、予算要求前に同係と調整のうえ、必要な事項の予算を要求すること。

⑦ 備品購入費

備品については、購入備品名を明示し、必要な理由及び積算の根拠を記して、予定価格を想定し予算要求すること。執行にあたっては原則第2四半期までに購入するものとし、購入備品の変更及び入札差金の執行については厳に慎むこと。

特殊車両を除く公用車については、各部単位で削減及び軽量化の方向で検討すること。特定財源があったとしても、上記のような検討がなされていないければ、予算化されるものではない。また、更新に当たっては総務課管財係と協議すること。OA機器についても計画的に導入・配置するので、企画政策課情報ネットワーク係と協議すること。

⑧ 長期継続契約

条例（平成19年10月1日施行）に基づく長期継続契約に係る予算については、複数年契約による経費の節減が図られるように努めるとともに、予算見積書に「長期継続契約」と必ず記載すること。(自治法234条の3による電気、ガス、水、通信役務、不動産借受の契約についてはこの必要はない。)

⑨ その他

債務負担行為及び継続費については、後年度の財政負担を義務づけるものであり、将来の財政運営を圧迫する要因となるので、その設定については対象事業、限度額、後年度の財源確保の見通し、契約時期等を慎重に検討のうえ要求すること。次年度当初から履行の始まるもので、本年度内に契約をする必要のある場合（条例による長期継続契約（履行期間が1年を超えるもの：契約審査委員会の審査案件）を除く）は、補正予算対応とする。(債務負担行為の限度額については金額を基本とし、文言記載は原則認められない。)

(4) 特別会計・企業会計

特別会計・企業会計の予算編成については、一般会計に準ずるものとし、独立採算の原則に従い、これまで以上に受益と負担の適正化に努めること。

建設事業による市債の発行は、結果として市財政の硬直化を一層助長するものであるので、事業費の精査・縮減を図ること。

経営については、合理化・効率化を図り、受益者負担の原則により公平で適正な料金等収入に努めること。

特別会計の歳入歳出においては、会計の性格上、特定の歳出に対して特定の収入を充

てることにより成り立っていることから、過去の伸び率や周辺自治体の実績などを複合的に勘案したうえで、制度改正等に適切に対応した予算見積もりを行い執行すること。

一般会計からの繰出金については、原則的に繰出基準の範囲内とする。事業の性格上、やむを得ないものについては基準外繰出を認めるものであるが、繰出基準内・基準外の充当経費の区分ごとに具体的に積算根拠を示して要求すること。

担 当 課	総務部総務課財政係
直通電話	0572-68-9726
内 線	328